

独立行政法人雇用・能力開発機構業務方法書

平成16年3月1日
業務方法書第1号

改正 平成16年4月1日業務方法書第2号 平成17年4月1日業務方法書第1号
平成17年9月30日業務方法書第2号 平成18年2月9日業務方法書第1号
平成18年4月1日業務方法書第2号 平成19年4月23日業務方法書第1号
平成19年8月3日業務方法書第2号 平成20年4月1日業務方法書第1号
平成21年3月27日業務方法書第1号 平成22年4月1日業務方法書第1号
平成22年4月1日業務方法書第2号 平成 年 月 日業務方法書第 号

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 業務の方法（第4条－第22条）
- 第3章 業務委託の基準（第23条・第24条）
- 第4章 競争入札その他契約に関する基本的事項（第25条－第27条）
- 第5章 その他機構の業務の執行に関して必要な事項（第28条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項並びに独立行政法人雇用・能力開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成16年厚生労働省令第22号。以下「機構則」という。）第1条の2及び附則第8条第1項の規定に基づき、独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「機構」という。）の業務の方法について、基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務の執行）

第2条 機構の業務は、通則法及び独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成14年法律第170号。以下「機構法」という。）並びに関係法令によるほか、この業務方法書に定めるところにより行う。

（業務運営の基本方針）

第3条 機構は、厚生労働大臣の認可を受けた中期計画（当該計画を変更した場合にあっては、変更の認可を受けた中期計画とする。）によるほか、通則法及び機構法並びに関係法令に定めるところにより、業務の効率的かつ効果的な運営を期するとともに、その透明性の確保に努め、良好な雇用の機会の創出その他の雇用開発、職業能力の開発及び向上並びに勤労者の生活の安定を図り、もって労働者の雇用の安定その他福祉の増進と経済の発展に寄与するものとする。

第2章 業務の方法

第4条 削除

(就職資金の貸付等業務)

第5条 機構は、機構法第11条第1項第2号の業務として、就職資金の貸付け及び就職の相談その他の援助を行うものとする。

2 前項の業務の実施については、雇用保険法その他の関係法令及び機構が別に定めるところにより行うものとする。

(雇用管理に関する援助業務)

第6条 機構は、機構法第11条第1項第3号の業務として、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 労働者の雇入れ、配置、職場への適応その他の雇用に関する事項の管理（以下「雇用管理」という。）についての相談及び技術的援助を行うこと。

(2) 雇用管理に関する情報及び資料を収集し、並びに提供すること。

2 前項の業務の実施については、雇用保険法その他の関係法令及び機構が別に定めるところにより行うものとする。

(建設雇用改善助成金の支給業務)

第7条 機構は、機構法第11条第1項第4号の業務として、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「雇保則」という。）第118条第1項及び第138条の2第1項に規定する人材確保等支援助成金（雇保則第118条第1項及び第138条の2第1項に規定する建設雇用改善助成金に限る。）の支給を行うものとする。

2 機構は、前項に掲げる助成金について、偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた者がある場合には、支給した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

3 第1項の業務の実施については、前項に規定するもののほか、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号。以下「建設雇用改善法」という。）その他の関係法令及び機構が別に定めるところにより行うものとする。

(建設事業主等に対する雇用管理改善助言業務)

第8条 機構は、機構法第11条第1項第5号の業務として、建設業の事業主及びその雇用する労働者に対して、雇用管理の改善について助言を行うものとする。

2 前項の業務の実施については、建設雇用改善法その他の関係法令及び機構が別に定めるところにより行うものとする。

(同意雇用開発促進地域に係る援助業務)

第9条 機構は、機構法第11条第1項第6号のうち、地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号。以下「地域法」という。）第7条第1項（機構則第23条の3に規定する事業主に係るものに限る。）に係るものとして、同項に規定する同意雇用開発促進地域内に事業所を設置し、又は整備した事業主が行う教育訓練その他の措置について相談その他の援助を行うものとする。

2 前項の業務の実施については、地域法その他の関係法令及び機構が別に定めるところにより行うものとする。

(中小企業基盤人材確保助成金等の支給等業務)

第10条 機構は、機構法第11条第1項第6号のうち、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号。以下「中小企業労働力確保法」という。）第7条第1項各号に係るものとして、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 雇保則第118条第1項に規定する人材確保等支援助成金（同項に規定する中小企業基盤人材確保助成金及び中小企業人材確保推進事業助成金に限る。）を支給すること。
- (2) 雇保則第115条第7号に規定する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- (3) 雇保則第125条第1項に規定する中小企業雇用創出等能力開発助成金を支給すること。

2 機構は、前項第1号及び第3号に掲げる助成金について、偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた者がある場合には、支給した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

3 第1項の業務の実施については、前項に規定するもののほか、中小企業労働力確保法その他の関係法令及び機構が別に定めるところにより行うものとする。

(職業能力開発大学校等の設置運営等業務)

第11条 機構は、機構法第11条第1項第7号の業務として、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 職業能力開発大学校の設置及び運営を行うこと。
- (2) 職業能力開発短期大学校の設置及び運営を行うこと。
- (3) 職業能力開発促進センターの設置及び運営を行うこと。
- (4) 職業能力開発総合大学校の設置及び運営を行うこと。
- (5) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第1項ただし書に規定する職業訓練を実施すること。
- (6) 事業主その他のものの行う職業訓練の援助を行うこと。

2 前項第1号から第4号までに掲げる施設の行う職業訓練に係る訓練の対象者、教科、訓練時間、設備その他の事項に関する基準については、訓練課程ごとに、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第10条から第15条まで、及び第36条の6から第36条の10までに定めるところによる。

3 第1項第1号から第4号までに掲げる施設の行う職業訓練（職業能力開発促進法第23条第1項に規定する職業訓練を除く。）に要する費用は、訓練課程ごとに、適正な基準に従って定める額を徴収するものとする。

4 第1項の業務は、職業能力開発促進法第5条第1項の職業能力開発基本計画、同法第7条第1項の都道府県職業能力開発計画及び同法第15条の7の職業訓練実施計画を踏まえて行うものとする。

5 第1項第1号から第4号までに掲げる施設を整備する場合にあっては、当該施設を都市計画（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第1項に規定する都市計画をいう。）その他市街地の整備の見地から適当なものとする。

6 第1項の業務の実施については、第2項から前項までに規定するもののほか、職業

能力開発促進法その他の関係法令及び機構が別に定めるところにより行うものとする。

(職業訓練宿泊施設の設置運営等業務)

第12条 機構は、機構法第11条第1項第8号の業務として、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練若しくは指導員訓練を受ける者のための職業訓練宿泊施設の設置及び運営を行うこと。

(2) 技能者育成資金の貸付けを行うこと。

2 前項の業務の実施については、雇用保険法その他の関係法令及び機構が別に定めるところにより行うものとする。

(労働者の自発的な職業能力開発に係る援助等業務)

第13条 機構は、機構法第11条第1項第9号の業務として、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上について、事業主、労働者その他の関係者に対する相談及び援助を行うこと。

(2) 雇保則第124条に規定するキャリア形成促進助成金(第10条第1項第3号に規定する助成金を除く。)を支給すること。

2 機構は、前項第2号に掲げる助成金について、偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた者がある場合には、支給した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

3 第1項の業務の実施については、前項に規定するもののほか、雇用保険法その他の関係法令及び機構が別に定めるところにより行うものとする。

(附帯業務)

第14条 機構は、機構法第11条第1項第10号及び同条第3項第2号の業務として、同条第1項第1号から第9号まで及び同条第3項第1号に掲げる業務に関する広報、調査その他の業務に附帯する業務を行うものとする。

第15条から第18条まで 削除

(財形持家転貸貸付業務)

第19条 機構の行う勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号。以下「財形法」という。)第9条第1項の貸付け(以下「財形持家転貸貸付け」という。)のうち、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める要件に該当する場合でなければ行わないものとする。

(1) 福利厚生会社に対する財形持家転貸貸付け(次号に該当するものを除く。) 当該福利厚生会社が当該福利厚生会社に出資する事業主又は当該福利厚生会社に出資する事業主団体の構成員である事業主(勤労者財産形成促進法施行令(昭和46年政令第332号。以下「財形令」という。)第32条に規定する事業主団体の構成員である事業主に限る。)の雇用する勤労者(財形法第9条第1項に規定する勤労者をいう。以下この条において同じ。)に対する当該財形持家転貸貸付けに係る資金により行う資金の貸付けに当たって、勤労者財産形成促進法施行規則(昭和46年労働省令第27号。以下「財形則」という。)第22条第1号に掲げる措置又はこれに準ずる措置を講ずることとされていること。

- (2) 財形持家転貸貸付けに係る資金により行う持家である住宅の改良のための資金の貸付け 当該財形持家転貸貸付けを受けようとする者が、勤労者に対する当該財形持家転貸貸付けに係る資金により行う資金の貸付けに当たって、財形則第22条第1号に掲げる措置又はこれに準ずる措置を講ずることとされていること。
- 2 財形持家転貸貸付けに係る貸付金の額は、当該財形持家転貸貸付けに係る資金により行う資金の貸付けを受けようとする勤労者ごとの財形法第9条第1項に規定する貸付限度額又は機構が別に定める基準に基づいて算定した額のうちいずれか低い額とする。
- 3 財形令第36条第1項に規定する貸付基準利率は財形持家転貸貸付けに必要な資金の調達に係る金利を基礎とし、一般の金融機関の金利の動向その他の事情を考慮して、厚生労働大臣と連携を図ることにより機構が定める率とする。
- 4 貸付けの日の属する年後の財形持家転貸貸付けに係る貸付金の利率については、各利率改定日（当該貸付けの日から5年の整数倍の期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。）の属する月の2月前の月の1日現在における前項の規定により機構が定める率を当該利率改定日から適用する。
- 5 機構は、財形持家転貸貸付けに係る資金により行う資金の貸付けを受けた勤労者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、財形持家転貸貸付けの貸付け条件の変更を行うことができる。
- (1) 次に掲げる災害により当該財形持家転貸貸付けに係る資金により行う資金の償還が著しく困難となったと認める場合
- イ 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する災害（同条第2項の規定により同条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することとなる災害を含む。）を受けた市町村が一以上ある災害
- ロ イに規定する災害に準ずる災害で機構が別に定めるもの
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第196条第4号に規定する住宅資金特別条項（以下「住宅資金特別条項」という。）を定めた再生計画の認可の決定が確定した場合
- (3) 財形持家転貸貸付けに係る住宅が耐震性が著しく劣る等の保安上危険な状況にあるとして、都道府県知事、市町村長等から、当該住宅からの退去、当該住宅の除却等の勧告、命令等（以下「除却命令等」という。）を受け、当該財形持家転貸貸付けに係る資金により行う資金の償還が著しく困難となったと認める場合
- 6 前項の貸付けの条件の変更は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより行うものとする。
- (1) 前項第1号又は第3号に掲げる場合 次に定めるところにより貸付けの条件の変更を行うこと。
- イ 当該財形持家転貸貸付けに係る貸付金の償還期間を機構が別に定めるところにより3年以内延長し、かつ、償還期間内において、当該災害の発生又は除却命令等を受けた日以降最初の償還期日から3年以内の期間元利金の支払を猶予すること。

ロ イにより元利金の支払が猶予される期間においては、当該貸付金の利率は、第3項の規定にかかわらず、機構が別に定めるところにより同項に定める利率から年1.5パーセントを限度として減じて得た率とすること。

(2) 前項第2号に掲げる場合 貸付けを受けている者について定められた住宅資金特別条項の内容（民事再生法第199条第1項から第3項までに定めるものその他同条第2項第1号の要件を具備するものであって、機構が別に定めるものに限る。）に準じて、貸付けの条件の変更を行うこと。

- 7 前2項に規定する貸付けの条件の変更（第5項第2号に掲げる場合を除く。）は、財形持家転貸貸付けを受けている者が、勤労者から財形持家転貸貸付けに係る資金により行う資金の償還を受けるに当たって機構が別に定めるところにより当該貸付けの条件の変更と同等以上の貸付けの条件の変更を行う場合でなければ行わないものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、財形持家転貸貸付けに係る住宅に係る基準その他財形持家転貸貸付けの業務の実施に必要な事項については、機構が別に定める。

（直接教育資金貸付業務）

第20条 財形法第10条の3第1号に定める資金の貸付け（以下「直接教育資金貸付け」という。）に係る貸付金の額は、財形令第39条の2第1項に定める額（その額が450万円を超える場合には、450万円）又は機構が別に定める基準に基づいて算定した額のうちいずれか低い額とする。

- 2 直接教育資金貸付けに係る貸付金の利率は、厚生労働大臣と連携を図ることにより機構が定める率とする。
- 3 直接教育資金貸付けに係る貸付金の償還期間は、10年以内とする。
- 4 機構は、直接教育資金貸付けに係る貸付金について、貸付けの日から起算して4年又は通常の就学期間のいずれか短い期間以内の措置期間を設けることができるものとする。この場合において、前項の償還期間には、措置期間を含むものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、直接教育資金貸付けの業務の実施に必要な事項は、機構が別に定める。

（転貸教育資金貸付業務）

第21条 財形法第10条の3第2号又は第3号に定める資金の貸付け（以下「転貸教育資金貸付け」という。）は、次の各号のいずれにも該当する場合でなければ行わないものとする。

- (1) 貸付けを受けようとする者（その者が事業主団体である場合には、その構成員である事業主のうち2分の1以上のもの）が、その雇用する勤労者に代わって勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等に係る金銭の払込みを行っていること。
- (2) 貸付けを受けようとする者が、転貸教育資金貸付けに係る資金により行う資金の貸付けに当たって、当該資金の償還を次に掲げる割賦償還の方法によることとすること。

イ 毎年の割賦償還金の額（転貸貸付相当額（当該資金の貸付けを受ける勤労者に係る転貸教育資金貸付けにより行う資金の貸付けに係る貸付金の額をいう。以下同じ。）を上回る額により当該資金の貸付けを行う場合（以下「増額貸付けを行う場合」という。）には、当該割賦償還金の額のうち、転貸貸付相当額に係る割賦償

還金の額)は、当該転貸教育資金貸付けに係る貸付金の利率を割賦償還に係る利率として計算した場合の額以下の額とすること。

ロ 償還期間(増額貸付けを行う場合には、転貸貸付相当額についての償還期間)を当該転貸教育資金貸付けに係る貸付金の償還期間に相当する期間以上の期間とすること。

ハ 次項の規定において準用する前条第4項の規定により据置期間が設けられている転貸教育資金貸付けに係る資金により行う資金の貸付けについては、転貸貸付相当額について当該転貸教育資金貸付けに係る貸付金の据置期間に相当する期間以上の据置期間を設けること。

2 前条の規定は、転貸教育資金貸付けについて準用する。この場合において、第1項中「財形令第39条の2第1項」とあるのは「当該転貸教育資金貸付けに係る貸付金の貸付けを受けようとする勤労者ごとの財形令第39条の2第1項」と読み替えるものとする。

第22条 削除

第3章 業務委託の基準

(業務委託の基準)

第23条 機構は、機構法第12条の規定によるほか、業務の効率的実施のため、当該業務を的確に行う能力を有する者に委託することができる。

(委託契約)

第24条 機構は、業務を委託しようとするときは、受託者と業務の委託に関する契約を締結するものとする。

2 前項の契約においては、次の事項について定めるものとする。

- (1) 委託業務の名称
- (2) 委託業務の目的及び内容
- (3) 委託業務の実施方法
- (4) 委託に係る経費の額及び支払方法
- (5) その他必要な事項

第4章 競争入札その他契約に関する基本的事項

(契約方式)

第25条 機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、次項及び第3項に規定する場合を除き、一般競争により契約を締結するものとする。

2 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で前項の競争に付する必要がある場合又は同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、指名競争に付することができるものとする。

3 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急を要し競争に付することができない場合又は競争に付することが不利と認められる場合においては、随意契約によるこ

とができるものとする。

- 4 契約に係る予定価格が少額である場合又は機構の業務運営上特に必要がある場合においては、第1項及び第2項の規定にかかわらず、指名競争に付し又は随意契約によることができるものとする。

(落札方式)

第26条 機構は、競争に付する場合においては、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、機構の支出の原因となる契約のうち、相手方となるべき者の申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができるものとする。

- 2 機構は、その性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、価格その他の条件が機構にとって最も有利な者を契約の相手方とすることができるものとする。

(会計規程への委任)

第27条 この章に定めるもののほか、入札保証金その他機構が行う契約に関して必要な事項は、通則法第49条の規定による規程で定める。

第5章 その他機構の業務の執行に関して必要な事項

(その他)

第28条 機構は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この業務方法書は、平成16年3月1日から施行する。

第2条 雇用・能力開発機構一般業務方法書（平成11年業務方法書第1号。以下「旧一般業務方法書」という。）又は雇用・能力開発機構勤労者財産形成業務方法書（平成11年業務方法書第2号）の規定によりした手続その他の行為は、この業務方法書中の相当する規定によりした手続その他の行為とみなすものとする。

第3条から第5条まで 削除

第6条 機構は、平成13年3月31日以前に雇用・能力開発機構一般業務方法書の一部を改正する件（平成13年業務方法書第2号）による改正前の旧一般業務方法書（以下この項及び次項において「改正前の旧業務方法書」という。）第282条の規定により人材高度化訓練運営助成金の支給を受けることができることとなった事業主団体等に対する当該人材高度化訓練運営助成金の支給については、改正前の旧業務方法書に

従って行うものとする。この場合において、改正前の旧業務方法書第20章第3節中「機構」とあるのは「独立行政法人雇用・能力開発機構」とする。

2 機構は、平成13年3月31日以前に改正前の旧業務方法書第290条の規定により人材高度化能力開発給付金の支給を受けることができることとなった事業主に対する当該人材高度化能力開発給付金の支給については、改正前の旧業務方法書に従って行うものとする。この場合において、改正前の旧業務方法書第20章第4節中「機構」とあるのは「独立行政法人雇用・能力開発機構」とする。

3 機構は、平成13年9月30日以前に雇用・能力開発機構一般業務方法書の一部を改正する件（平成13年業務方法書第6号）による改正前の旧雇用・能力開発機構一般業務方法書（以下この項から第5項までにおいて「改正前の旧業務方法書」という。）第91条の規定により地域人材高度化能力開発給付金を受けることができることとなった地域事業主に対する当該地域人材高度化能力開発給付金の支給については、改正前の旧業務方法書に従って行うものとする。この場合において、改正前の旧業務方法書第6章第6節中「機構」とあるのは「独立行政法人雇用・能力開発機構」とする。

4 機構は、平成13年9月30日以前に改正前の旧業務方法書第121条の規定により中小企業雇用創出等能力開発給付金を受けることができることとなった中小企業者に対する当該中小企業雇用創出等能力開発給付金の支給については、改正前の旧業務方法書に従って行うものとする。この場合において、改正前の旧業務方法書第7章第6節中「機構」とあるのは「独立行政法人雇用・能力開発機構」とする。

5 機構は、平成13年9月30日以前に改正前の旧業務方法書第235条の規定により長期教育訓練休暇制度導入奨励金を受けることができることとなった事業主に対する当該長期教育訓練休暇制度導入奨励金の支給については、改正前の旧業務方法書に従って行うものとする。この場合において、改正前の旧業務方法書第10章第4節中「機構」とあるのは「独立行政法人雇用・能力開発機構」とする。

6 機構は、平成14年3月31日以前に雇用・能力開発機構一般業務方法書の一部を改正する件（平成14年業務方法書第3号）による改正前の旧一般業務方法書（以下この項において「平成14年改正前の旧業務方法書」という。）附則第14条第1項の規定により受給資格者創業特別助成金の支給を受けることができることとなった雇用・能力開発機構一般業務方法書の一部を改正する件（平成15年業務方法書第4号）による改正前の旧一般業務方法書（以下「旧業務方法書」という。）第125条に該当する認定中小企業者に対する当該受給資格者創業特別助成金の支給については、平成14年改正前の旧業務方法書に従って行うものとする。この場合において、平成14年改正前の旧業務方法書第7章第7節及び附則第14条中「機構」とあるのは、「独立行政法人雇用・能力開発機構」とする。

7 機構は、平成15年5月31日以前に中小企業労働力確保法第4条第1項に規定する計画を提出した場合における改正前の旧業務方法書第103条の中小企業人材確保推進事業助成金の支給については、改正前の旧業務方法書に従って行うものとする。この場合において、旧業務方法書第7章第3節中「機構」とあるのは、「独立行政法人雇用・能力開発機構」とする。

8 機構は、平成15年5月31日以前に中小企業労働力確保法第4条第1項に規定す

る計画を提出した場合における改正前の旧業務方法書第111条の中小企業雇用環境整備奨励金の支給については、改正前の旧業務方法書に従って行うものとする。この場合において、旧業務方法書第7章第4節中「機構」とあるのは、「独立行政法人雇用・能力開発機構」とする。

9 機構は、平成15年5月31日以前に中小企業労働力確保法第4条第1項に規定する計画を提出した場合における改正前の旧業務方法書第116条の中小企業高度人材確保助成金の支給については、改正前の旧業務方法書に従って行うものとする。この場合において、旧業務方法書第7章第5節中「機構」とあるのは、「独立行政法人雇用・能力開発機構」とする。

10 機構は、平成15年5月31日以前に中小企業労働力確保法第4条第1項に規定する計画を提出した場合における改正前の旧業務方法書第125条の中小企業雇用創出人材確保助成金の支給については、改正前の旧業務方法書に従って行うものとする。この場合において、旧業務方法書第7章第7節中「機構」とあるのは、「独立行政法人雇用・能力開発機構」とする。

11 機構は、平成15年5月31日以前に中小企業労働力確保法第4条第1項に規定する計画を提出した場合における改正前の旧業務方法書第130条の中小企業雇用創出雇用管理助成金の支給については、改正前の旧業務方法書に従って行うものとする。この場合において、旧業務方法書第7章第8節中「機構」とあるのは、「独立行政法人雇用・能力開発機構」とする。

12 機構は、平成15年5月31日以前に中小企業労働力確保法第4条第1項に規定する計画を提出した場合における改正前の旧業務方法書附則第25条の規定により読み替えられた改正前の旧業務方法書第125条の中小企業雇用創出人材確保助成金の支給については、改正前の旧業務方法書に従って行うものとする。この場合において、旧業務方法書第7章第7節中「機構」とあるのは、「独立行政法人雇用・能力開発機構」とする。

13 機構は、平成15年5月31日以前に中小企業労働力確保法第4条第1項に規定する計画を提出した場合における改正前の旧業務方法書附則第26条の規定により読み替えられた改正前の旧業務方法書第130条の中小企業雇用創出雇用管理助成金の支給については、改正前の旧業務方法書に従って行うものとする。この場合において、旧業務方法書第7章第3節中「機構」とあるのは、「独立行政法人雇用・能力開発機構」とする。

(中小企業の勤労者に係る勤労者財産形成持家融資の利率に関する暫定措置)

第7条 財形令附則第2項第1号イ及びロ並びに同項第2号(財形令附則第5項において準用する場合を含む。)に規定する機構の業務方法書で定める率は、第19条第3項の規定にかかわらず、厚生労働大臣と連携を図ることにより機構が別に定める率とする。

2 平成19年3月31日までの間に申込みを受理した雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)附則第87条の規定による改正前の勤労者財産形成促進法(以下「旧財形法」という。)第9条第1項第1号の貸付け(以下「財形持家分譲貸付け」という。)のうち、中小企業の事業主(雇用保険法等の一部を改正する法律

の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成19年政令第161号）第5条の規定による改正前の勤労者財産形成促進法施行令（以下「旧財形令」という。）第35条第1項第2号イ（1）に規定する中小企業の事業主をいう。次項において同じ。）に雇用される勤労者（旧財形令附則第4項に規定する所得が1,200万円以下である者に限る。次項において同じ。）に係るもので、かつ、床面積が125平方メートル以下である住宅（当該勤労者の住所に存することとなる住宅に限る。）の建設又は購入（旧財形令第36条第2項に規定する新築住宅の購入に限る。）に係るもの（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得に係る貸付金を含む。）の当該貸付けの日における貸付金の金額のうち710万円以下の金額に係る部分の当該貸付けの日から5年を経過する日までの期間に係る利率については、独立行政法人雇用・能力開発機構業務方法書の一部を改正する件（平成19年業務方法書第1号）による改正前の独立行政法人雇用・能力開発機構業務方法書第17条第3項の規定にかかわらず、厚生労働大臣と連携を図ることにより機構が別に定める率とする。

3 前項の規定は、平成19年3月31日までの間に申込みを受理した財形持家分譲貸付けのうち、中小企業の事業主に雇用される勤労者に係るもので、かつ、次の各号に掲げる要件に該当する旧財形令第36条第2項に規定する既存住宅（当該勤労者の住所に存することとなる既存住宅に限る。）の購入に係るもの（当該既存住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得に係る貸付金を含む。）の利率について準用する。

（1） 床面積が50平方メートル以上95平方メートル以下であること。

（2） 雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第80号）第7条の規定による改正前の勤労者財産形成促進法施行規則（以下「旧財形令」という。）第25条第1項第1号及び第6号の規定に該当する住宅であること。

（3） 地上階数が3以上で、かつ、共同社宅の用途に供する建築物内の住宅であること。

（4） 建設時期が旧財形令第25条第1項第2号の規定に該当する住宅であること。

（5） 構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。）並びに給水、排水その他の配管設備及び電気設備が、安全上、衛生上及び耐久上支障のない状態であること。

（6） 共同住宅に係る維持管理に関する規約及び修繕に関する計画が定められていること。

（7） 機構が別に定める住宅の維持管理に関する基準に適合すること。

4 沖縄振興開発金融公庫が行う財形法第10条第2項本文の住宅資金の貸付けのうち、財形令附則第4項又は第6項の規定に適用されるものに係る財形融資資金貸付けに係る貸付金の利率は、附則第11条第2項の規定にかかわらず、厚生労働大臣と連携を図ることにより機構が別に定める率とする。

（財形持家転貸貸付け等の貸付けの条件の変更に関する暫定措置）

第8条 機構は、財形持家転貸貸付けに係る資金により行う資金の貸付けを受けた勤労者が離職、転職等を余儀なくされたことにより当該財形持家転貸貸付けに係る資金により行う資金の償還が著しく困難となり、かつ、平成24年3月31日までの間にその旨の申出があった場合には、機構が別に定めるところにより、財形持家転貸貸付け

の貸付けの条件の変更を行うことができる。ただし、当該勤労者の収入金額が機構が別に定める基準を超えるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、直接教育資金貸付け及び転貸教育資金貸付けについて準用する。

第9条 この業務方法書の施行前にした貸付契約に係る貸付金の利率については、なお従前の例による。

(業務の特例)

第10条 機構は、第5条から第21条までに規定する業務のほか、次条から附則第28条までに掲げる業務を行うものとする。

(財形融資資金貸付業務)

第11条 機構の行う財形法附則第2条に定める資金の貸付け（以下「財形融資資金貸付け」という。）のうち、沖縄振興開発金融公庫又は財形法第15条第2項に規定する共済組合等（以下「公庫等」という。）が財形法第12条第1項の規定により資金を調達することが困難である場合であつて、当該資金を沖縄振興開発金融公庫が財形法第10条第2項本文の住宅資金の貸付けに必要な資金として使用する場合又は財形法第15条第2項に規定する共済組合等が同項に規定する貸付けに必要な資金として使用する場合でなければ行わないものとする。

2 財形融資資金貸付けに係る貸付金の利率は、厚生労働大臣と連携を図ることにより機構が定める率とする。

3 財形融資資金貸付けに係る貸付金の償還期間は、25年以内とする。

4 機構は、財形融資資金貸付けについて、貸付けの日から起算して3年以内の措置期間を設けることができるものとする。この場合において、前項の償還期間には、措置期間を含むものとする。

5 第19条第4項及び第8項の規定は、財形融資資金貸付けについて準用する。

(雇用促進住宅の譲渡等業務)

第12条 機構は、当分の間、機構法附則第4条第1項第2号及び第3号の業務として、機構法附則第6条の規定による廃止前の雇用・能力開発機構法（平成11年法律第20号。以下「旧機構法」という。）附則第11条第1項に規定する雇用促進住宅の譲渡又は廃止並びに同条第2項及び第3項に規定する雇用促進住宅の譲渡又は廃止までの間の運営等を行うものとする。

2 前項の業務の実施については、機構が別に定めるところにより行うものとする。

(雇用促進融資に係る債権の管理及び回収業務)

第13条 機構は、機構法附則第4条第1項第4号の業務として、債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行うものとする。

2 前項の業務の実施については、機構が別に定めるところにより行うものとする。

(就職資金に係る債権の管理及び回収業務)

第14条 機構は、機構法附則第4条第1項第5号の業務として、旧一般業務方法書第5条から第12条までの規定により貸し付けられた就職資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行うものとする。

2 前項の業務の実施については、機構が別に定めるところにより行うものとする。

第15条から第18条まで 削除

(沖縄失業者等に対する援助業務)

第19条 機構は、機構法附則第4条第1項第6号の業務として、平成24年3月31日までの間、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第81条各号に掲げる業務を行うものとする。

2 前項の業務の実施については、機構が別に定めるところにより行うものとする。

(建設雇用改善助成金の支給に係る暫定措置)

第20条 機構は、機構法附則第4条第2項第1号の事業として、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第6条第1項第2号に掲げる事業が終了するまでの間、当該事業（これに附帯する事業を含む。）を行うものとする。

2 機構は、前項に規定する事業について、偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた者がある場合には、支給した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

3 第1項の事業の実施については、前項に規定するもののほか、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第89条の規定による改正前の建設労働者の雇用の改善等に関する法律その他の関係法令及び機構が別に定めるところにより行うものとする。

(中小企業人材確保推進事業助成金の支給に係る暫定措置)

第21条 機構は、機構法附則第4条第2項第2号の事業として、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第105条の規定による改正前の中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（以下「旧中小企業労働力確保法」という。）第7条第1項第1号に掲げる事業（同法の助成の事業であって、平成19年4月23日前に当該助成を受けることができることとなった認定組合等（旧中小企業労働力確保法第5条第1項の認定組合等をいう。）に対するものに係るものに限る。）が終了するまでの間、当該事業（これに附帯する事業を含む。）を行うものとする。

2 機構は、前項に規定する助成の事業について、偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた者がある場合には、支給した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

3 第1項の事業の実施については、前項に規定するもののほか、旧中小企業労働力確保法その他の関係法令及び機構が別に定めるところにより行うものとする。

(介護労働者の福祉の増進を図るための債務保証等に係る暫定措置)

第22条 機構は、機構法附則第4条第2項第3号の業務として、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第122条の規定による改正前の機構法（以下「改正前の機構法」という。）第11条第3項第1号に掲げる業務が終了するまでの間、当該業務（これに附帯する業務を含む。）を行うものとする。

2 機構は、前項に規定する業務について、偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた者がある場合には、支給した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

3 第1項の業務の実施については、前項に規定するもののほか、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第107条の規定による改正前の介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律その他の関係法令及び機構が別に定めるところにより行うものとする。

(勤労者財産形成助成金の支給業務に係る暫定措置)

第23条 機構は、機構法附則第4条第2項第4号の業務として、改正前の機構法第1

1 条第3項第2号に掲げる業務のうち旧財形法第8条の2第1号に掲げる業務（同号の規定に基づき支給される助成金であって、平成19年4月23日前に財形法第6条の2に規定する勤労者財産形成給付金契約又は同法第6条の3に規定する勤労者財産形成基金契約に基づき拠出を行った事業主に対するものの支給に係るものに限る。）が終了するまでの間、当該業務（これに附帯する業務を含む。）を行うものとする。

2 機構は、前項に規定する助成金について、偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた者がある場合には、支給した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

3 第1項の業務の実施については、前項に規定するもののほか、旧財形法その他の関係法令及び機構が別に定めるところにより行うものとする。

（勤労者財産形成基金設立奨励金の支給業務に係る暫定措置）

第24条 機構は、機構法附則第4条第2項第5号の業務として、改正前の機構法第11条第3項第2号に掲げる業務のうち旧財形法第8条の2第2号に掲げる業務（同号の規定に基づき支給される奨励金であって、平成19年4月23日前に設立された基金（財形法第7条の4の基金をいう。）に対するものの支給に係るものに限る。）が終了するまでの間、当該業務（これに附帯する業務を含む。）を行うものとする。

2 機構は、前項に規定する奨励金について、偽りその他不正の手段により奨励金の支給を受けた者がある場合には、支給した奨励金の全部又は一部を返還させるものとする。

3 第1項の業務の実施については、前項に規定するもののほか、旧財形法その他の関係法令及び機構が別に定めるところにより行うものとする。

（財産形成貯蓄活用助成金の支給業務に係る暫定措置）

第25条 機構は、機構法附則第4条第2項第6号の業務として、改正前の機構法第11条第3項第2号に掲げる業務のうち旧財形法第8条の2第3号に掲げる業務（同号の規定に基づき支給される助成金であって、平成19年4月23日前に同号に規定する預貯金等の払出し、譲渡若しくは償還をし又は支払を受けた金銭に係るものの支給に係るものに限る。）が終了するまでの間、当該業務（これに附帯する業務を含む。）を行うものとする。

2 機構は、前項に規定する助成金について、偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた者がある場合には、支給した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

3 第1項の業務の実施については、前項に規定するもののほか、旧財形法その他の関係法令及び機構が別に定めるところにより行うものとする。

（中小企業財形共同化支援事業助成金の支給業務に係る暫定措置）

第26条 機構は、機構法附則第4条第2項第7号の業務として、改正前の機構法第11条第3項第2号に掲げる業務のうち旧財形法第14条の3に規定する業務（同条の規定に基づき行われる助成であって、平成19年4月23日前に当該助成を受けている事業主団体に対するものに係るものに限る。）が終了するまでの間、当該業務（これに附帯する業務を含む。）を行うものとする。

2 機構は、前項に規定する助成について、偽りその他不正の手段により助成金の支給

を受けた者がある場合には、支給した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

- 3 第1項の業務の実施については、前項に規定するもののほか、旧財形法その他の関係法令及び機構が別に定めるところにより行うものとする。

(財形持家分譲貸付業務等に係る暫定措置)

第27条 機構は、機構法附則第4条第2項第8号の業務として、改正前の機構法第11条第3項第3号に掲げる業務のうち旧財形法第9条第1項第1号及び第2号並びに第10条の3第1項第2号に掲げる業務（これらの規定に基づき行われる貸付けであって、機構が平成19年4月23日前に当該貸付けの申込みを受理したものに係るものに限る。）が終了するまでの間、当該業務（これに附帯する業務を含む。）を行うものとする。

- 2 前項の業務の実施については、旧財形法その他の関係法令及び機構が別に定めるところにより行うものとする。

(地域人材高度化能力開発助成金の支給等に係る暫定措置)

第28条 機構は、機構法附則第4条第3項の業務として、雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律（平成19年法律第79号。以下この項において「改正法」という。）附則第14条の規定による改正前の機構法第11条第1項第6号に掲げる業務（改正法の施行の際改正法第2条の規定による改正前の地域法（以下「旧地域法」という。）第17条第1項に規定する同意高度技能活用雇用安定地域であった地域において、改正法附則第5条の規定によりなお従前の例により行われるものに限る。）が終了するまでの間、当該業務（これに附帯する業務を含む。）を行うものとする。

- 2 機構は、前項に規定する業務について、偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた者がある場合には、支給した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。
- 3 第1項の業務の実施については、前項に規定するもののほか、旧地域法その他の関係法令及び機構が別に定めるところにより行うものとする。

附 則（平成16年4月1日業務方法書第2号）

この業務方法書は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日業務方法書第1号）

- 1 この業務方法書は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日以前に経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律（平成13年法律第158号）第4条第2項の規定により読み替えて適用される中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号）第4条第1項の規定により改善計画に係る認定の申請をした中小企業者に対する第10条第1項第1号の中小企業人材確保支援助成金（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第118条第3項の中小企業基盤人材確保助成金に限る。）及び第10条第1項第3号の中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成17年9月30日業務方法書第2号）

この業務方法書は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年2月9日業務方法書第1号）

(施行期日)

第1条 この業務方法書は、平成18年2月9日から施行する。

(適用区分)

第2条 改正後の第17条第5項及び第6項並びに第19条第4項の規定は、平成17年12月20日以降に住宅取得者が除却命令等を受けた最初の日から適用する。

附 則 (平成18年4月1日業務方法書第2号)

- 1 この業務方法書は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日以前に中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号）第4条第1項の規定に係る改善計画の認定を申請した中小企業者等に対する改正前の業務方法書第10条第1項第1号の中小企業人材確保支援助成金の支給については、なお従前の例による。
- 3 平成18年3月31日以前に改正前の業務方法書附則第3条第1項に規定する建設業新規・成長分野進出教育訓練助成金を受けることができることとなった事業主に対する当該建設業新規・成長分野進出教育訓練助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年4月23日業務方法書第1号)

(施行期日)

第1条 この業務方法書は、平成19年4月23日から施行する。ただし、附則第8条の改正規定は、平成19年4月1日から適用する。

(建設業労働移動円滑化支援助成金の支給に係る経過措置)

第2条 平成19年3月31日以前に改正前の業務方法書附則第4条第1項に規定する建設労働移動円滑化支援助成金の支給を受けることができることとなった中小建設事業主又は中小建設事業主の団体若しくはその連合団体に対する当該建設労働移動円滑化支援助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年8月3日業務方法書第2号)

この業務方法書は、平成19年8月4日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日業務方法書第1号)

(施行期日)

第1条 この業務方法書は、平成20年4月1日から施行する。

(中小企業職業相談委託助成金の支給に係る経過措置)

第2条 平成20年3月31日以前に中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号）第4条第1項の規定に係る改善計画の認定を申請した中小企業者等に対する改正前の業務方法書第10条第1項第1号に規定する人材確保等支援助成金（雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第76号）第1条の規定による改正前の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第118条第1項に規定する中小企業職業相談委託助成金に限る。）の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年3月27日業務方法書第1号)

この業務方法書は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成 22 年 4 月 1 日業務方法書第 1 号）

この業務方法書は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 4 月 1 日業務方法書第 2 号）

（施行期日）

第 1 条 この業務方法書は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 平成 22 年 3 月 31 日以前に中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成 3 年法律第 57 号）第 4 条第 1 項の規定に係る改善計画の認定を申請した中小企業者等に対する改正前の業務方法書第 10 条第 1 項第 1 号に規定する人材確保等支援助成金（雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 22 年厚生労働省令第 53 号）第 1 条の規定による改正前の雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 118 条第 1 項に規定する中小企業人材能力発揮奨励金に限る。）の支給については、なお従前の例による。

第 3 条 機構は、改正前の業務方法書第 4 条に規定する施設を処分するまでの間、当該施設の管理を行うものとする。

附 則（平成 年 月 日業務方法書第 号）

（施行期日）

第 1 条 この業務方法書は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（地域雇用開発能力開発助成金の支給に係る経過措置）

第 2 条 平成 23 年 3 月 31 日以前に改正前の業務方法書第 9 条第 1 項第 1 号に規定する地域雇用開発能力開発助成金の支給を受けることができることとなった事業主に対する地域雇用開発能力開発助成金の支給については、なお従前の例による。